

令和4年5月25日
生活文化政策部
文化・国際課

ウクライナ避難民等への支援について

1 主旨

ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻に伴い、日本に避難する避難民（以下「避難民」。）への支援については、ニーズに対応した切れ目のない支援の実施に向け、庁内プロジェクトチームを設置して支援に取り組んでいる。

このたび、避難民等への支援に向けた今後の取組みについて報告する。

2 避難民の状況及び世田谷区在住ウクライナ国籍者の状況

- (1) 国内への避難者数 約984人（令和4年5月15日時点）
- (2) 世田谷区在住ウクライナ国籍者数 50人（令和4年5月1日時点）

3 現在の支援状況（受入れ初期段階での支援）

- (1) 区営住宅の確保
6月上旬までに合計13戸（世帯用）を確保
- (2) 相談、手続における多言語対応
テレビ通訳システム等を活用した通訳対応

4 今後の区内避難民等への支援【事業費（一般会計補正予算額）：5,209千円】

- (1) 避難民の支援者（家族・知人等）への支援金の支給
【対象】避難民の身元引受人（家族・知人等）であり、区内自宅等で避難民を受け入れているため、国や公益財団法人日本財団の住環境整備に関する支援の対象とならない方
【支援金額】支援者一世帯当たり10万円×30世帯（想定）
- (2) 多言語対応
避難民あての案内文等の翻訳や通訳派遣等
※財源の一部に国庫支出金（外国人受入環境整備交付金）を含む
- (3) 避難民の相談体制の充実
外国人支援NPO等との連携により、避難民の生活支援や手続支援を実施
- (4) 避難民支援に向けた啓発
イベント等における平和への啓発、寄附の呼びかけ
※6月23日（木）にチャリティー映画イベントを実施（会場：北沢タウンホール）
- (5) その他
避難民のニーズを丁寧に伺いながら、保健・医療・福祉、日本語教育、就労、就学などの生活支援に庁内で連携を図りつつ取り組んでいく。

5 国外で避難民支援に取り組む団体への支援【事業費（一般会計補正予算額）：6,000千円】

(1) 支援目的

現在、多くの避難民がウクライナ国内及びその周辺国での避難生活を余儀なくされている。平和都市宣言（1985年・昭和60年）のもと、世界平和を希求する世田谷区として、区内に避難する避難民への支援だけでなく、国外における避難民への支援にも取り組む。

(2) 支援内容

国外において、避難民の受入施設の運営や救援物資の提供をはじめとした包括的な支援に取り組んでいる団体（国連UNHCR協会、日本赤十字社）に対して寄附金を支出する。

【寄附金額】一団体当たり300万円×2団体

6 国際平和交流基金の活用

(1) 基金の概要

①設置日 平成元年3月15日

②設置目的 国際的な交流及び市民交流の推進により、相互の理解と親善を深め平和の維持と発展に寄与する。（世田谷区国際平和交流基金条例第1条）

③令和3年度末現在高（見込み） 約3億6千万円

(2) 避難民等への支援のための財源としての活用

基金の設置目的を踏まえ、区内の避難民支援及び国外で避難民支援に取り組む団体への支援（寄附金）のため、国際平和交流基金を財源として活用する。

7 国際平和交流基金への寄附の呼びかけ

当該基金について、従来の活用方法（国際交流、多文化共生施策）に加え、ウクライナ避難民等への支援にも活用していくことを区民に周知し、寄附を呼びかけていく。

【呼びかけ方法】区のおしらせやホームページでの周知、イベントでの呼びかけなど

8 今後のスケジュール

令和4年6月下旬 区内在住ウクライナ国籍者へ支援金のご案内等を送付
国連UNHCR協会、日本赤十字社への寄附金支出
避難民支援啓発イベントの実施

7月1日 国際平和交流基金への寄附の呼びかけ（区のおしらせ）

【参考資料】

別紙1 国及び東京都の対応状況

別紙2 避難民受入れの流れと庁内連携体制（4月21日区民生活委員会資料）

国の対応状況 (令和4年5月19日時点)

1. 経済的支援

身寄りのない方【出入国在留管理庁】(支給期間は**当面6か月**)

滞在先	国手配 一時滞在施設 (ホテル等)		自治体・企業手配 公営住宅・寮など	
支援内容				
生活費 (日額)	12歳以上	1,000円	2,400円 (2人目の家族から1,600円)	
	11歳以下	500円	1,200円	
医療 日本語教育 就労支援	国が実費負担		必要に応じて国が実費負担	
その他	通訳・翻訳機の提供		携帯用翻訳機 (ポケトーク) の配布 (身寄りのある方も申請可能)	
	食事は別途、国が提供		一時金支給 (備品代等)	16歳以上 15歳以下

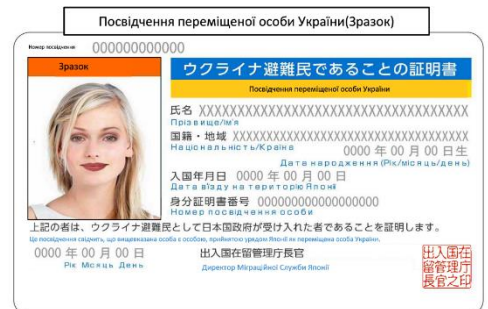
身寄りのある方【日本財団】(生活費支給期間は**最長3年**を予定)

滞在先	—	身元保証人手配 家族・知人等の自宅等
支援内容*		
日本への渡航費	※入国、検疫等終了後 直接身元保証人の居 所へ	上限30万円/人
生活費		1名につき100万円/年 (上限: 1家族当たり300万円/年)
住環境整備費		50万円/戸 (一律) (新たに公営住宅等に入居する方のみ)

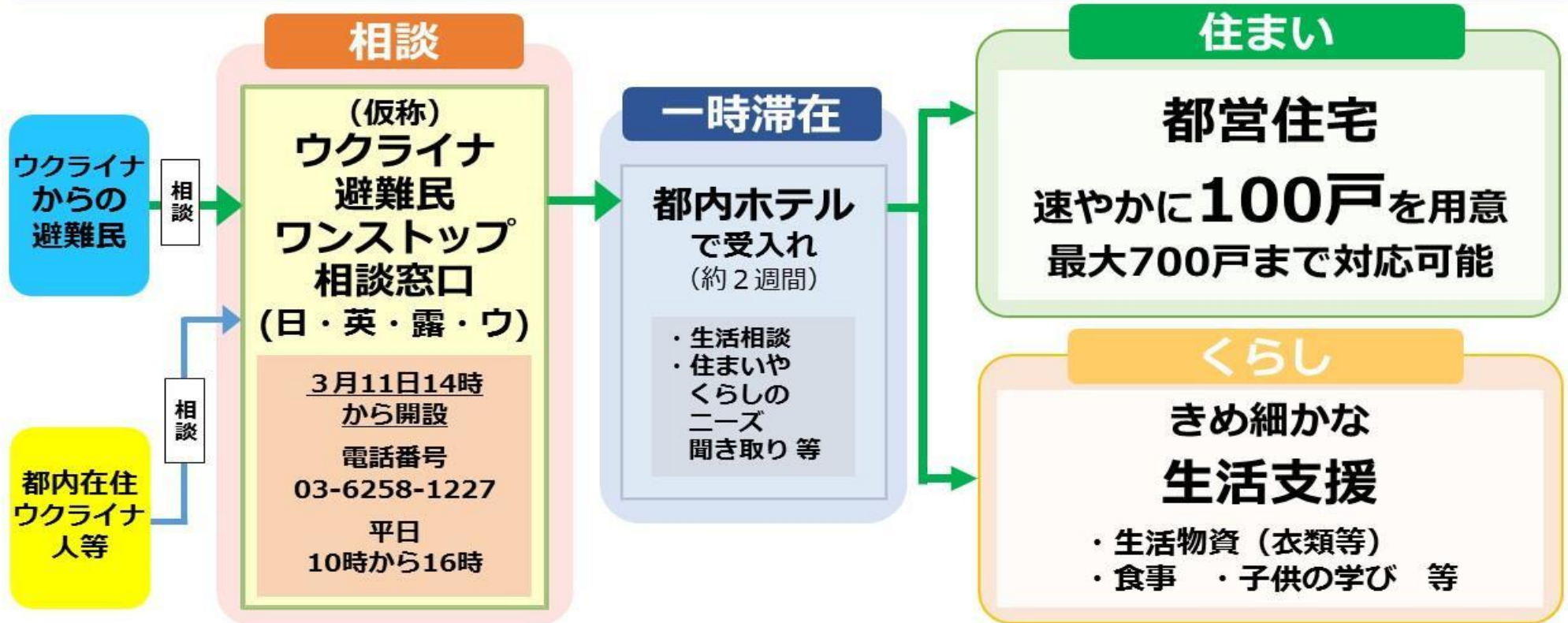
※ 日本財団の支援金は身元保証人が申請・受領

2. その他の支援状況

- ・「ウクライナ避難民であることの証明書」(右) 発行
 - ・「ウクライナ避難民支援サイト」開設
 - ・文部科学省ヘルプデスク (就学・日本語教育関係) の設置
 - ・「ウクライナ避難民就労支援窓口」開設
- など



ウクライナからの避難民受入れ支援イメージ



※ウクライナ大使館とも連携を密にして対応

【備考】(5月6日東京都知事会見より)

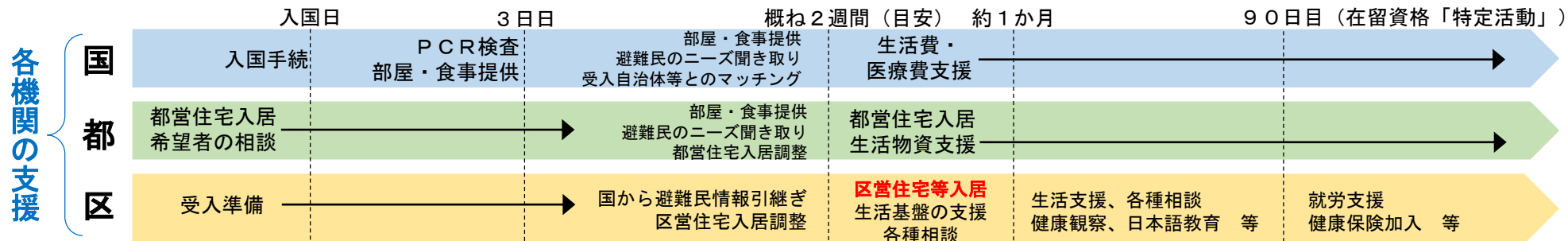
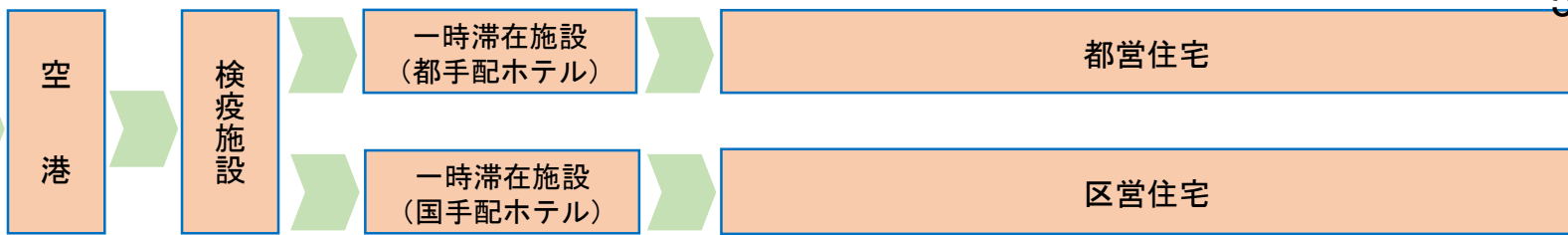
・都営住宅に28組57人が入居済、今後、13組24人が入居予定。

ウクライナ避難民ワンストップ相談窓口(3月11日開設)へ750件超の問い合わせ。

避難民受入れの流れと庁内連携体制（想定） 令和4年4月21日時点



※国内に身元引受人なし



世田谷区庁内連携体制

